

天竜川下流国営施設応急対策事業

浅羽揚水機場建設工事建築監理業務（令和6年度）

特 別 仕 様 書

関東農政局西関東土地改良調査管理事業所

項 目	内 容																
第1章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	浅羽揚水機場建設工事建築監理業務（令和6年度）（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下、「監理共通仕様書」という。）並びに「官庁営繕関係統一基準」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、用語の定義については監理共通仕様書を優先させる。																
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事に係る建築工事監理を行うものである。																
(場 所) 第 1-3 条	本業務における対象工事の実施場所は次のとおりであり、別添位置図に示すとおりである。 静岡県袋井市新堀地内																
(一般事項) 第 1-4 条	受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。																
(管理技術者) 第 1-5 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項に規定する資格若しくは一級建築士の資格を有するものでなければならない。なお、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりとする。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業農村工学 農業－農業土木</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業農村工学 農業土木</td></tr><tr><td>建設</td><td>施工計画・施工設備及び積算</td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に関連する学術部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学 農業－農業土木	農業	農業農村工学 農業土木	建設	施工計画・施工設備及び積算	博士	業務に関連する学術部門		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学 農業－農業土木															
	農業	農業農村工学 農業土木															
	建設	施工計画・施工設備及び積算															
博士	業務に関連する学術部門																
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																
(工事監理者（担当技術者）) 第 1-6 条	工事監理者（担当技術者）は、共通仕様書第 1-8 条によるものとし、一級建築士の資格を有するものでなければならない。																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	本業務の実施に関しては、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、建築基準法等の建築関係諸法規及び条例等並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の官庁営繕関係統一基準を優先して適用するものとする。 なお、他の図書を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとし、業務期間内において適用する図書に改訂があった場合には、その都度監督職員と協																

項 目	内 容										
(作業条件) 第 2-2 条	議するものとする。 本業務の対象となる建築物の基本条件は、次のとおりである。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th><th>備考</th></tr><tr><td>浅羽揚水機場</td><td>鉄筋コンクリート構造（地上 2 階・地下 1 階） 建築面積 507.937 m² 延床面積 756.180 m² 屋根構造 切妻 基礎構造 杭基礎（SC・PHC 杭） 電気設備 電力・照明設備等 一式 機械設備 空調・昇降機設備等 一式</td><td>新築</td></tr></table>	項 目	内 容	備考	浅羽揚水機場	鉄筋コンクリート構造（地上 2 階・地下 1 階） 建築面積 507.937 m ² 延床面積 756.180 m ² 屋根構造 切妻 基礎構造 杭基礎（SC・PHC 杭） 電気設備 電力・照明設備等 一式 機械設備 空調・昇降機設備等 一式	新築				
項 目	内 容	備考									
浅羽揚水機場	鉄筋コンクリート構造（地上 2 階・地下 1 階） 建築面積 507.937 m ² 延床面積 756.180 m ² 屋根構造 切妻 基礎構造 杭基礎（SC・PHC 杭） 電気設備 電力・照明設備等 一式 機械設備 空調・昇降機設備等 一式	新築									
(参考図書) 第 2-3 条	本業務に準用する参考図書の使用に当たっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。										
(貸与資料等) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>令和 4 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事 当初契約図面及び特別仕様書 等</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 3 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場実施設計業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>浅羽揚水機場 計画通知書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事建築監理業務（令和 5 年度）</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	令和 4 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事 当初契約図面及び特別仕様書 等	1 式	令和 3 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場実施設計業務 報告書	1 式	浅羽揚水機場 計画通知書	1 式	天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事建築監理業務（令和 5 年度）	1 式
貸 与 資 料	数量										
令和 4 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事 当初契約図面及び特別仕様書 等	1 式										
令和 3 年度 天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場実施設計業務 報告書	1 式										
浅羽揚水機場 計画通知書	1 式										
天竜川下流国営施設応急対策事業 浅羽揚水機場建設工事建築監理業務（令和 5 年度）	1 式										
(貸与資料の取扱い) 第 2-5 条	なお、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第 2-4 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。										
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業内容は次のとおりとする。 1 管理技術者の業務内容 (1) 工事監理者が行う業務が適切に実施されるよう指揮・調査し、業務運営を行う。 (2) 第 4-1 条に示す打合せに工事監理者と共に出席し、施工計画等の内容について検討する。 2 工事監理者の業務内容 工事監理者の業務内容は、監理共通仕様書第 2 章 工事監理業務の内容に定めるところにより、作業を行うものとする。なお、作業項目及び数量は、別紙 1 の (1) の作業項目内訳表 (作業実施欄) に示すものとする。										

項 目	内 容
(諸手続き等) 第 3-2 条	本業務の実施及び建築工事に当たり、必要な関係官公庁等への申請手続きが必要な場合、速やかに行うものとする。
(作業の留意点) 第 3-3 条	本業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりである。 1 本業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。 2 建築される施設が、必要な機能及び安全で所用の耐久性を有するよう品質管理について考慮しなければならない。 3 本業務における作業項目は第 3-1 条に示すとおりであるが、詳細については監督職員と調整のうえ、行うものとする。 4 施工計画等の変更、施工図の検討等において、対象工事の受注者から提出された内容、対象工事の受注者が行う工事内容等が適切でないと認められる場合、対象工事の受注者に対して修正を求める事項を取りまとめ、監督職員に報告し承諾を得るものとする。 5 対象工事は、複数年度に跨り施工を行う工事であることから、工事の進捗を把握した上で業務を実施するものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、打合せには管理技術者及び工事監理者が出席するものとする。 初 回 業務着手前 第 2 回 ポンプ据付段階 最終回 業務完了時 なお、対面による打合せは初回と最終回とし、中間の打合せについては WEB によるものとするが、新型コロナウイルスの影響等により対面での打合せ実施が困難な場合は監督職員と協議するものとする。 ただし、別紙 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2 2 8 0 - 1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。

項 目	内 容
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条 第 8 章 その他 (読替) 第 8-1 条	(2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) 対象工事に変更が生じた場合 (8) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 監理共通仕様書第 1 章 1. 2 用語の定義における記載の一部を次のとおり読み替えるものとする。 8. に記載の「「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号)別冊工事監理業務委託契約書」とあるものは「当該業務の契約書」と読み替える。 1. に記載の「調査職員」とあるものは「当該業務の監督職員」と、「契約書第 8 条」とあるものは「契約書第 9 条」と、「調査員」とあるものは「監督員」と読み替える。 2. に記載の「契約書第 26 条」とあるものは「契約書第 32 条」と読み替える。 3. に記載の「契約書第 9 条」とあるものは「契約書第 10 条」と読み替える。 16. に記載の「契約書第 11 条」とあるものは「契約書第 15 条」と読み替える。

別紙1

作業項目内訳表

(1) 建築監理

① 工事監理に関する標準業務

項目		業務内容	作業実施欄	
			当初	備考
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。	○	
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。	○	
(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告する。	○	
	(ii) 質疑書の検討	工事受注者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、建築主に報告する。	○	
(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事受注者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。	○	
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事受注者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。	○	
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事受注者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。	○	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事受注者に注意を与え、工事受注者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事受注者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主と協議する。	○	
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。	○	

② その他(前項①と一体となって行われるもの)の標準業務

項目		業務内容	作業実施欄	
			当初	備考
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		工事受注者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。	—	
(2) 工程表の検討及び報告		工事請負契約書の定めにより工事受注者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	○	
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事受注者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	○	

項目		業務内容	作業実施欄	
			当初	備考
(4)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事受注者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事受注者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合は、その旨を建築主に報告する。	○	
	(ii)工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた検査、試験、立会い、確認、審査、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事受注者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。	○	
	(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事受注者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約書の定めにより、その理由を工事受注者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。	○	
(5)工事請負契約の目的物の引渡し立会		工事受注者から建築主への工事請負契約書の目的物の引渡しに立会う。	—	
(6)関係機関の検査の立会等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。	○	
(7)工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事受注者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。	—	
	(ii)最終支払い請求の審査	工事受注者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。	—	

別紙2

(第 4-1 条関連)

【割合】

予定価格算出の基礎となった下表 A～D までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては、10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (建築に関するもの) 及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を 乗じて得た額